


福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 瀬戸 禎子
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

自動車共済
教職員共済
通勤・公務中の
事故は
等級ダウンなし



多忙化につながらない 研修制度に！

昨年7月に、教員免許更新制が廃止され、今年4月から新たな研修制度が始まります。みなさんの職場でも、研修制度についての文書「市町村学校における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要項」を目にされた方は多いのではないのでしょうか。県教委は、資質向上のための「受講奨励」という言葉を使っていますが、それは形だけで、実質「義務」になっているように感じます。

今回は、今の段階で分かっていることや県教組として今後要求していくことをお伝えします。

Q 研修は、全員が行うのですか？

A 実施要項によると、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭だけでなく、**養護助教諭や常勤講師も対象**となります。校長、教諭、養護教諭は、再任用を含みます。



Q 研修履歴は、自分で作成しますか？

A 県教委から、研修履歴シート（例）が提示されています。この形式を使って、各自が作成するようになります。経験年数で設定されている時期（ステージ）が決まっています、1年ごとに記入します。初任者研修、フォローアップ研修、経験者研修、校内研修・研究も対象となります。



Q 自主的に参加した研修も研修対象になりますか？

A 実施要項によると、教育センターや教育事務所、県教委主催のものが想定されています。また、**任命権者が認めるもので、教員が自主的に参加する研修も該当**します。ただ、事実上の情報提供や説明会に留まるものは記録の対象なりません。



Q 「研修受講に課題のある教員」とは、どのような基準で判断されるのですか？

A 現在出ている文書からは、「課題のある教員」の判断基準が明確にされていません。家庭の事情により研修を申し込めない人や自分に向いていない研修を断った場合など、**本人の資質とは関係ない理由で「課題のある教員」にされるのはおかしいこと**です。県教組としても、今後の要求内容の一つと考えます。



県教組が今後要求していく内容

☆研修記録を記載する時間も含めた、すべての研修が勤務時間の中で完結するシステムを！

☆人事評価制度と連動させない、受講奨励を！

☆現在実施されている研修や校内研修（現職教育等）をベースとしたものとし、これ以上の上乘せにならないような制度を！

65歳定年!?! どうなるの? 定年引上げ

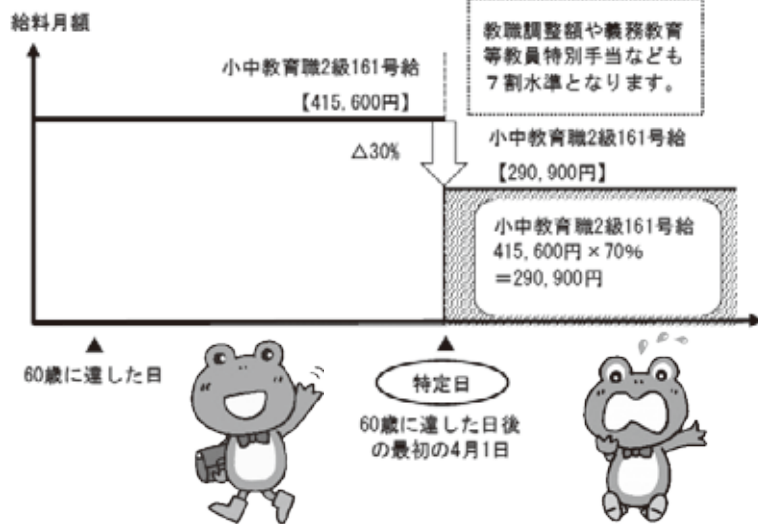
1月中旬に県教委から「定年引上げについて(市町村立学校版)」が出されました。60歳以後の勤務形態や賃金・休暇についてQ&A形式で書かれているパンフレットになっています。2022年度末に59歳となる方は1~2月にかけて情報提供及び意思確認の期間となっています。今回は条例改正の都合で遅くなりましたが、今後は7月と12月に年2回、意思確認を行う予定のようです。2022年度末59歳となる教職員以外の方にはパンフレットが配布されていないと思いますので、その内容を一部説明します。

給料月額「7割」

当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、7割水準となります。60歳超職員の給料月額=(給料表の職務の級・号給に応じた)給料月額の70%(100円未満四捨五入)となります。

教職員の場合、仕事内容が変わらないにもかかわらず、国の方針と同じように70%の給与となるのは、納得できない!という事で、交渉を重ねてきましたが、県は国と足並みを揃えるという態度を崩さず、国の方針通りとなってしまいました。県教組は日教組を通して公務労協・公務員連絡会に結集し、賃金向上について取り組んでいきます!

〈給料月額7割措置の例〉



「減る手当」と「減らない手当」

7割水準となる手当		7割水準とならない手当
給料の調整額・特別調整額	休日給	地域手当
義務教育等教員特別手当	夜勤手当	特勤勤務手当
定時制通信教育手当	期末・勤勉手当	特勤勤務手当に準ずる手当
産業教育手当	教職調整額	へき地手当
		へき地手当に準ずる手当
		住居手当
		扶養手当
		通勤手当
		寒冷地手当
		単身赴任手当
		特殊勤務手当
		宿直日当手当

※参考までに、現在の再任用者は下線の手当が支給されておられません。

再任用者の賃金や勤務・労働条件の改善に向けて、引き続き声をあげていきます!

県教組のLINE公式アカウントから声をお寄せください。

(右にある2次元コードからお友達登録し、メッセージをお願いします)



友だち登録はコチラから!!

「退職手当」は減らない!

退職手当額 = 基本額(退職時の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

継続年数に応じて変わります。35年が最大で47.709となります。

退職までの各月に発令されていた給料の級などにより決まる、各区分の調整月額について、高い順に最大60月分加算するもの。

60歳に達した日以後、退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算出。

※定年退職61~65歳の方が、60歳で自己都合退職しても、「定年退職」として算出されますので、減額されません!ただし、定年引上げが完成する2032年以降について、算出方法は決まっていないので、どのようになるのか注視する必要があります!



〈放射線教育対策委員会報告〉震災・原発災害の教訓を語り継いでいくために…

「東日本大震災・原子力災害伝承館」の活用を考える(前編)

震災からまもなく12年が経ちます。県教組放射線教育対策委員会では、震災・原発災害直後から、放射線に対する正しい知識や対処法を身につけ、子どもたちを放射線から守ることを目的に、放射線教育の授業の提案を行ってきました。また、福島の実況を無視した文科省の放射線副読本に対して、批判や改善の要求を行ってきました。(過去の取り組みについては県教組ホームページを参照)

しかし、震災・原発災害から12年が経過し、私たちを取りまく状況は変化しています。



このような状況が相まって、今後、震災・原発災害の風化が進んでいくことが懸念されます。しかし、福島の実態はというと…

- ① 現在でも避難指示が解除されていない地域がある。解除された地域も、復興は道半ばである。
- ② 現在でも27,000人以上が避難生活を送っている。
- ③ ALPS処理水の海洋放出など、現在も問題は山積している。廃炉も計画通りに進んでいない。
- ④ ③により、風評被害や福島差別が再燃する可能性がある。

原発災害は現在進行形です。これからも、震災や原発事故のことを、しっかりと子どもたちに伝えていく必要があります。実際、広島・長崎では原爆の、熊本では水俣病の学習が今も脈々と続いています。

しかし、「どう教えたらいいだろう」というのが本音のところだと思います。このような時、専門家を招いて出前授業をしてもらったり、施設に見学学習に行ったりしますよね。特に、2020年に双葉町にオープンした「東日本大震災・原子力災害伝承館」は、バス代の補助事業などもあり、見学学習で訪れる学校が多いと思います。



東日本大震災・原子力災害伝承館

そこで、効果的に「伝承館」を活用する方法を探るべく、放射線教育対策委員会で見学してみました。すると、次のような課題が浮かび上がってきました。

- 展示のボリュームが大きい。しっかり見ようとすると、1時間では見きれない。
- 展示内容が難しく、大人向けの説明である。見飽きてしまう。
- 原発事故後の困難を表す展示が少ない。特に証言映像は前向きな内容が多く、本当に厳しい状況に置かれた人からの証言は無い。
- 安全と復興の色が濃く、現在も残されている課題を捉えにくい。

4月号では、これらの課題を解決し、震災・原発災害の学習を深めるための提案をしたいと思います。乞うご期待！

こは学校 Monster 松



吉田書記次長の ふくしまオルグ紀行⑤



組合の新たな仲間がどんどん増えています。今回は、中学校の先生、Iさんの声を紹介します。

Iさん (県中地区・中学校教員)

① 「組合に入ろう」と思ったきっかけは？

「職場や、これまで出会った信頼できる先生方に組合員の方が多かったからです。」

② 今のお仕事をめざしたきっかけは？

「学生時代に出会った先生方が素晴らしい方々で、憧れたからです。」

③ これから、どんな学校(職場)になってほしいと考えますか？

「思いつきで『ビルドオンビルド』せず、見通しをもって『スクラップ』できる学校、市、県であってほしいです。我々も人間ですから…。」

分会の先輩組合員さんたちと、「これっておかしいですね?」と話し合うことが日頃からあるそうです。日々のこうした会話が、加入につながることを改めて感じます。

『『スクラップ』できる学校』という言葉が印象的でした。みなさんの職場ではどうでしょう。新年度への計画をつくる今こそ、本当に必要な行事・業務・取り組みのなかを見直し、働きやすい職場づくりを進めるチャンスです。

組合の大切さを感じ、加入してくれたIさん。ありがとうございました!

みんなのひろば原稿募集

“みんなのひろば”では、組合員のみなさまからのおすすめ情報や日頃の感動等、様々な情報をお待ちしております♪掲載された方にはささやかなプレゼントをお送りします!ぜひ、LINE公式アカウントやメール、FAX(0120-17-9312)でお寄せください!



知って安心 私たちの権利 ～子育て休暇～

子育て休暇は2002年には「子のための看護休暇」として「就学前までの子1人5日」でしたが、2013年には「中学校まで」に拡大されました。しかし、子育て中に年休が不足するという不安は続き、女性部を中心に子育て休暇の対象を高校卒業までの年齢に拡大するよう要求してきました。今回その要求が実現し、子育て休暇の対象年齢が18歳まで拡大となりました!これは全国でもトップレベルです!

【従来】

中学校卒業までの子の養育のため



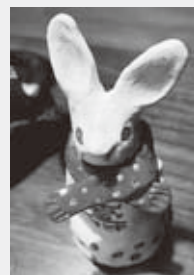
【2023年4月1日～】

満18歳以降の3月31日までの子の養育のため



取得日数の拡大についても交渉していましたが、「子1人7日、2人以上10日」と、現状と変わらないこととなりました。今後も取得日数14日をめざして交渉していきます!また、現在では定年延長や再任用制度により働き方が変化しています。子や孫の療育、親等の介護をしながら働き続けることが当たり前となってきています。子育て休暇の取得日数の拡大とともに、そういった家族のために使える休暇「家族休暇」の新設も要求していきます!

みんなのひろば ～紙粘土細工～



県教組公式LINEに素敵な写真をいただきました!今年の干支の兔を手作りされたそうです!🐰

紙粘土とアクリル絵の具でこんな愛らしいウサギができちゃうそうです!お正月早々、県教組本部もほっこり♪素敵なお写真をありがとうございました!



(伊達支部 Hさん)